

■ 海岸内行為等チェックリスト

1 演奏行為

<利用にあたっての基本的なルール>

- (1) 事前に届出または許可を受けて行なうこと。
- (2) 近隣住民に迷惑となるような行為（夜間・早朝・大音量）や、施設管理上支障がある行為（施設損傷・ゴミ放置等）は認められない。
- (3) 演奏行為の規模等に応じて守るべき基準を定めているので、事前に事務所に良く確認するとともに、演奏中もこの基準を遵守すること。
- (4) 使用場所周辺の他の利用者に迷惑をかけないようにすること。また、使用中に事故やトラブル等のないよう注意し、万一事故等が発生した場合は主催者の責任で対応すること。

2 チェック項目（Aタイプ）

- ① 期間・時間
 - (A) 開催期間・頻度はどのくらいか（1日以内か、継続開催か）。
 - (B) 開催時間は19時までとしているか（夜間禁止）。
 - (C) 休日の早朝（8時前）から大音量を出すことはないか（休日自粛）。
 - (D) その他（ ）
- ② 音量
 - (A) 騒音にならない音量か（騒音禁止・具体的な基準等は別紙のとおり）。
 - (B) スピーカーの方向や風向きなどに注意しているか（同上）。
 - (C) その他（ ）
- ③ 形態・面積
 - (A) 実質（演奏者・観客＋・器材等設置エリア）の占有面積はどの程度か。
 - (B) 舞台（スクリーン等含む）・観客席等工作物は設置しないか。
 - (C) その他（ ）
- ④ 車両使用
 - (A) 車両の海岸への進入はないか。「カギ」を貸与する必要があるか。違法駐駐車対策は考えているか。
 - (B) その他（ ）
- ⑤ 施設利用・ゴミ対策・その他
 - (A) 海岸施設は利用しないか。ゴミ対策はどうか。火気は使用しないか。
 - (B) その他（ ）
- ⑥ 連絡・責任体制
 - (A) 主催者（団体）は誰か。
 - (B) 連絡体制（主催者・現場責任者等）はきちんと提示されているか。
 - (C) 他の利用者や近隣住民等とのトラブルが生じた場合の責任者は誰か。
- ⑦ 事務手続・制度周知
 - (A) 必要書類は用意されているか（事業計画・プログラム・図面・届出書等）。
 - (B) 県の届出等制度の趣旨や関係法令を理解しているか。

3 行為の態様別チェック項目

<Bタイプ>

- ① 期間・時間 : (Aタイプと同内容)
- ② 音量 : (Aタイプと同内容)

- ③ 形態・面積
 - (A) 実質（演奏者・観客エリア+器材等設置エリア）の占有面積はどの程度か。
 - (B) 舞台・観客席等の工作物はどのようなものか。施工方法・期間は。
 - (C) 海岸に搬入する器材等はどのようなものか。
 - (D) その他（ ）
- ④ 車両使用
 - (A) （器材等搬入のための）車両の海岸への進入はあるのか。進入経路はどのように考えているのか。また、このために「カギ」を貸与する必要があるか。イベント当日の車両の配置（駐車スペース等）や違法駐車対策についてはどう考えているのか。
 - (B) その他（ ）
- ⑤ 施設利用・ゴミ対策・その他
 - (A) 器材搬入等のため、あらかじめ海岸施設等の「カギ」を貸与する必要があるか。その他、海岸施設を利用することはないか。
 - (B) ゴミの収集・処分等の対策はどのようにするのか。
 - (C) コンサート及びこれに伴う営業行為はあるのか（原則営業行為禁止）。
 - (D) 隣接する公園区域で一連のイベントが行なわれることはないか。
(→あれば公園区域内での「行為許可」が必要な場合あり)
 - (E) 火気を使用するようなことはないか。
 - (F) その他（ ）
- ⑥ 連絡・責任体制 : (Aタイプと同内容)
- ⑦ 事務手続・制度周知 : (Aタイプと同内容)

<Cタイプ>

- ① 期間・時間 : (Aタイプと同内容)
- ② 音量 : (Aタイプと同内容)
- ③ 形態・面積
 - (A) 実質（イベント会場全体（演奏・観客エリアを含む））の占有面積はどの程度か。
 - (B) イベント実施のための工作物としてどのようなものを考えているのか。それらの構造はどのようなものか。施工方法・期間は。
 - (C) 海岸（海上での使用も含む）に搬入する器材等はどのようなものか。
 - (D) その他（ ）
- ④ 車両使用
 - (A) （器材等搬入のための）車両の海岸への進入について、その期間・台数・進入経路等はどういう計画になっているのか。また、このために「カギ」を貸与する必要はあるか。
 - (B) イベント当日の車両の配置（業務用）はどうなるのか。
 - (C) イベント当日の駐車スペースについてどのように考えているのか。違法駐車対策としてどのように考えているのか。
 - (D) その他（ ）
- ⑤ 施設利用・ゴミ対策・その他
 - (A) 器材搬入等のため、あらかじめ海岸施設等の「カギ」を貸与する必要があるか。その他、海岸施設を利用することはあるか。
 - (B) ゴミの収集・処分等の対策はどのようにするのか。
 - (C) コンサート及びこれに伴う営業行為はあるのか（原則営業行為禁止）
 - (D) 隣接する公園区域で一連のイベントが行なわれることはないか。
(→あれば公園区域内での「行為許可」が必要な場合あり)
 - (C) （イベントの規模や参加予定人員、開催日時、音量、車の利用見込み等から、必要に応じて）事前に周辺住民や自治会等にイベントの趣旨や内容について説明する予定はあるか。また、どのような形で周知を図る予定か。
 - (D) 火気を使用するようなことはないか。
- ⑥ 連絡・責任体制
 - (A) 主催者（団体）は誰か。後援・共催者（団体）はあるか。
 - (B) 連絡体制（主催者・現場責任者等）はきちんと提示されているか。
 - (C) 他の利用者や近隣住民等とのトラブルが生じた場合の責任者は誰か。
 - (D) その他（ ）
- ⑦ 事務手続・制度周知 : (Aタイプと同内容)

(別紙)

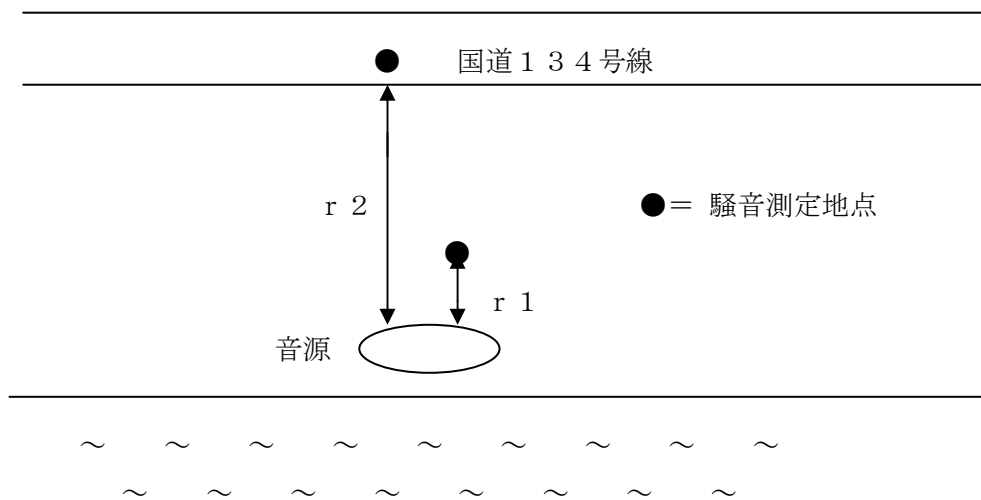
■ 海岸・公園における音量指導基準について

<海岸>

- ・ 海岸における音量の目安は、国道134号線南端で65dB程度とします。
- ・ 音量指導基準は県の環境保全条例の規定を参考にした一つの目安の数値ですが、
- ・ 早朝・休日などに大きな音量を出すことは付近にお住まいの住民の方々に迷惑となりますので十分注意してください。また、18時以降については県条例においても規制が厳しくなっていますので、18時から19時の音量については特に注意してください。
- ・ また、距離減衰による減音量の計算式は以下のようになっていますので、これを参考に国道南端で65dB以下となるよう音源の音量を調節してください。

$$\text{減音量 (dB・デシベル)} = 20 \log_{10} r_2 / r_1$$

- ※ r1 : 発生源での騒音レベルを測った際の発生源からの距離 (m) (通常は1m)
r2 : 発生源から国道南端までの距離 (m)



<公園>

- ・ 公園における騒音の規制基準は、県環境保全条例第32条の規定が適用されます。
(公園の敷地境界で基準適用。)
なお、規制基準は別表に掲げる条例施行規則の別表第11に定めたとおりとなりますので参照してください。
- ・ 例えば茅ヶ崎里山公園では、所在地が調整区域(その他の区域)のため、規制値は朝(6時から8時)50dB、昼(8時から18時)55dB、夕(18時から23時)50dB、夜(23時から6時)45dBとなります。ただし演奏行為等の開催時間は8時から19時までとします。

※別表

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則

別表第 11（第 14 条、第 38 条、第 46 条関係）